

国の指示権を拡大する地方自治法改正案の慎重審議 を求める意見書

大規模な災害や感染症のまん延などの「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」において、国が地方公共団体 に対して「指示」を行うことができるとする地方自治法改正案が5月30日の衆議院本会議で可決、通過しました。

国の指示権は、災害対策基本法や感染症法、国民保護法などの個別法に規定がある場合に行使が認められていますが、改正案は「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」であれば個別法に規定がなくても指示権を行使できるとするものです。その指示権を行使する具体的な事態は明確になっておらず、乱用されるようなことになれば、地方自治の根幹を揺るがす大きな問題となる可能性があります。

非常時にはむしろ地域の実情を十分把握する地方公共団体の判断がより尊重されるべきであり、憲法で保障された地方自治の本旨に反して国の指示権が行使され、迅速な対応を躊躇するようなことがあってはなりません。

今回の改正案は、地方自治法第245条の3において、地方公共団体に対する国の関与は「必要な最小限度のものとする」とともに、「自主性及び自立性に配慮しなければならない」と定められていることに反する懸念もあります。

よって、国においては、政府の統制力がいたずらに強められることがないよう、地方公共団体との事前協議の義務化や指示権行使要件の明確化など、地方自治法改正案の慎重な審議を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月14日

長野県上伊那郡南箕輪村議会
議長 原 源 次

(宛先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣